

浜長保険センター安全だより(1月)

平成 30 年 1 月 16 日
浜長保険センター 第 14 号
電 話 079-246-2561
FAX 079-246-2571

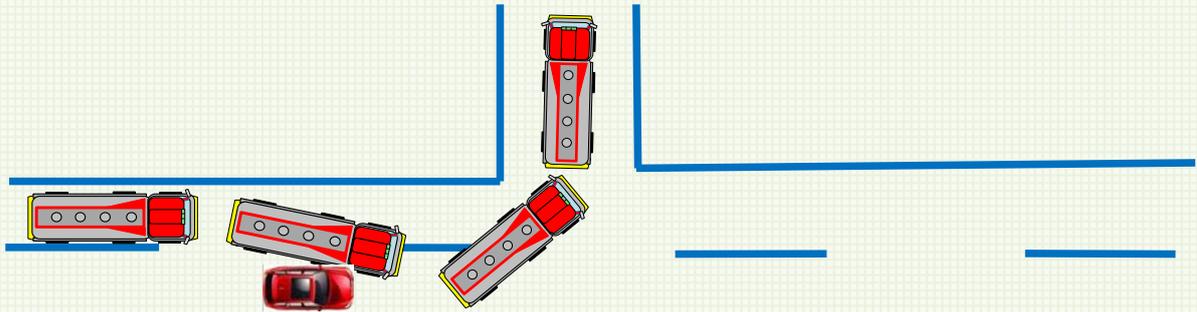


寒い日が続きますが、ご家族そろって穏やかな新春をお過ごしのことと思います。謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。



Q1 大型貨物自動車で道路交通法に定める方法によって左折しようとしたが、道路形状から不可能であり、中央線をまたぎ大回りをして左折した。このような場合、違反となるか？

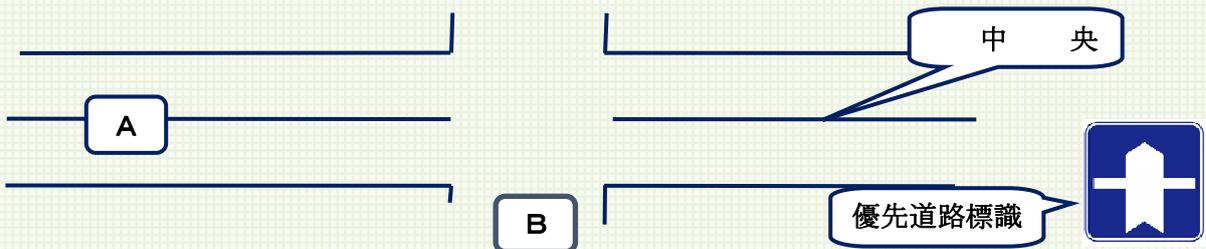
A 道路交通法第34条第1項に「左折するときは、あらかじめその前から**できる限り**道路の左側端に寄り、かつ、**できる限り**道路の左側端に沿って徐行しなければならない。」と定められています。



「できる限り」は、「可能な限り」という意味であり、左折する目的を達成するため、車両の長さ、幅、道路の幅員、道路の形状等によって、技術的、物理的に不可能である場合は、一時的に中央線を越えても社会的相当性が認められる行為と解されています。

この場合、後続車と事故を起こし場合には、左折方法違反として責任が追及される可能性がありますので、通常の左折方法より注意義務が大きくなります。

Q2 A道路のように中央線が設けられている道路は、優先道路となりますが、図のように同じ道路幅でA道路は、交差点手前まで中央線があるが、A道路は優先道路か？



A A道路、B道路は、優先関係はありません。

道路交通法第36条第2項に定める「**優先道路**」とは、交差点の中まで中央線等が表示されている道路又は標識によって優先道路であることが指定されている道路をいいます。

Q3 「道路の幅員が明らかに広いもの」とは、どのくらい広い場合をいうのか？

A 自動車を運転中の自動車運転者が、その判断により、道路の幅員が客観的にかなり広いと一見して見分けられるものをいう。(昭和45年11月10日 最高裁)、

また、交差点の交差道路の左右いずれと比較しても明らかに幅員が広い道路をいい、一方のみと比較して明らかに幅員の広い道路は含まない。(昭和50年9月11日 最高裁)

判例を集約すると明らかに広いとされた事例は、概ね2倍以上となっています。

明らかに広いとはいえない事例

・7メートル対6.4ないし4.8メートル ・9メートル対7.9ないし5.8メートル等